

# 丸亀市耐震改修促進計画

平成 28 年 3 月

令和 4 年 3 月（改正）

丸 亀 市

－ 目 次 －

第1章 基本的事項

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 1 計画策定の背景               | 1 |
| 2 計画の目的                 | 1 |
| 3 策定の位置付け               | 2 |
| 4 計画の期間                 | 2 |
| 5 本計画とSDGs              | 2 |
| 6 想定される地震の規模、想定される被害の状況 | 2 |

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する目標の設定

|                 |   |
|-----------------|---|
| 1 特に耐震化を図るべき建築物 | 5 |
| 2 耐震化の現状        | 6 |
| 3 耐震化の基本方針と目標   | 7 |

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1 役割分担                   | 9  |
| 2 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針 | 12 |
| 3 耐震診断及び耐震改修の啓発ならびに知識の普及 | 13 |
| 4 地震時の建築物の安全対策に関する概要     | 14 |

第4章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

|             |    |
|-------------|----|
| 1 助成制度      | 16 |
| 2 融資制度及び税制度 | 16 |

第5章 市有施設の耐震化に関する事項

|              |    |
|--------------|----|
| 1 耐震化を図る建築物  | 18 |
| 2 耐震化に努める建築物 | 18 |

## 第1章 基本的事項

### 1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」が制定された。

また、平成17年3月の国の中央防災会議では、今後10年間で地震による死者数等を半減させることを目標とする地震防災戦略が決定されるとともに、同年6月の地震防災推進会議では、住宅及び特定建築物の耐震化率を現状の75%から10年後に90%にするという提言が取りまとめられた。

これらを受け、平成17年11月に耐震改修促進法が改正され、国は「建築物の耐震診断及び地震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）を示し、平成27年度末までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を90%とする目標が定められ、続いて平成28年3月の国の基本方針の改正により、令和2年度末までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率は95%とする目標が定められた。

この様な中、平成23年3月に発生した東日本大震災では、一度の災害としては、戦後最大の人命が失われるなど、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらした。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7を観測した揺れが連続で発生し、住家の全半壊の被害は約4万3千棟にのぼるなど大きな被害を受け、その後も平成28年10月の鳥取県中部地震、平成30年6月の大阪府北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生し、旧耐震基準により建築された住宅やブロック塀の耐震対策の必要性が再認識された。

一方で、平成30年には、今後30年間の南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が、「70%程度」から「70～80%」に引き上げられ、この地震が発生すると、本市でも甚大な被害が発生すると想定されるとともに、令和2年にパンデミックを起こした新型コロナウイルス感染症に関しては、避難所における感染拡大防止対策のための観点から新たな避難行動（在宅避難や分散避難）が示され、住宅・建築物の耐震化を加速するための施策の強化は喫緊の課題となっている。

そこで、耐震改修促進法に基づいて「丸亀市耐震改修促進計画」を策定し、既存建築物の耐震改修を促進する施策を定め、広く住民に知らせるとともに、関係機関との連携のもとに施策の実施に努めるものとしている。

### 2 計画の目的

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき、本市における住宅及び建築物の耐震化を促進し、地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とする。

### 3 策定の位置付け

丸亀市耐震改修促進計画は、国の基本方針（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針）及び香川県が策定した「香川県耐震改修促進計画（第三次計画）」（以下「県計画」という。）を踏まえて、また、本市の「丸亀市地域防災計画」に沿って作成する。

### 4 計画の期間

この計画の期間は、「県計画」に定められている令和7年度までとする。

なお、計画期間内における国や県の方針や社会及び経済情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 5 本計画とSDGs

本計画は大規模な地震による住宅・建築物の倒壊等から人的、経済的被害の軽減を図ることを目的としており、「11 住み続けられるまちづくりを」の理念と方向性が同じであり、本計画を推進することにより、SDGsの達成につなげる。



### 6 想定される地震の規模、想定される被害の状況

将来本市において被害が予想される地震として、

- ① 南海トラフを震源域とする地震
- ② 中央構造線を震源域とする地震
- ③ 長尾断層を震源域とする地震

が想定されている。

このうち、市計画で想定する地震は県計画に合わせて①としており、その被害は次表のように想定されている。

南海トラフ※<sup>1</sup>を震源域とする海溝型地震による被害想定（最大クラス※<sup>2</sup>）

（平成 25 年 3 月 31 日、8 月 28 日県公表による）

| 項 目             |                                   | 被害想定結果   |
|-----------------|-----------------------------------|--|
| 条 件             | 震源域                               | 南海トラフ  |
|                 | モーメントマグニチュード※ <sup>3</sup>        | 9.0  |
| 震 度<br>の<br>予 測 | 震度分布                              | 5 強～6 強  |
|                 | 液状化分布                             | 臨海部のほとんどがランク A※ <sup>4</sup><br>低地部のほとんどがランク D |
|                 | 津波                                | 高さ 2.6m～2.9m<br>(満潮位・地殻変動考慮)                   |
| 建 物<br>被 害      | 揺れによる被害                           | 1,400 棟  |
|                 | 液状化による被害                          | 100 棟  |
|                 | 津波による被害                           | 140 棟  |
|                 | 急傾斜地崩壊による被害                       | 10 棟   |
|                 | 地震火災による被害（冬 1 8 時※ <sup>5</sup> ） | —  |
|                 | 合計                                | 1,700 棟  |
| 人 的<br>被 害      | 死者（冬深夜※ <sup>5</sup> ）            | 1,100 人（うち建物倒壊及び火災による被害による死者 90 人）             |
|                 | 負傷者（冬深夜※ <sup>5</sup> ）           | 2,100 人（うち建物倒壊及び火災による被害による負傷者 1,300 人）         |
|                 | 避難者（冬深夜※ <sup>5</sup> ）           | 避難所 11,000 人<br>避難所外 7,300 人                   |

（注意事項）

#### ※<sup>1</sup> 南海トラフ

プレートが沈み込み、海底が溝状に深くなっている場所を「海溝」と呼びます。そのうち比較的なだらかな地形のものを「トラフ」と呼んでいます。南海トラフは、四国の南側に位置するユーラシアプレートにフィリピン海プレートが沈み込む水深が約 4,000m もある巨大な海溝の溝です。

#### ※<sup>2</sup> 最大クラス

最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす地震・津波です。

#### ※<sup>3</sup> モーメントマグニチュード

地震は地下の岩盤がずれて起こるものです。この岩盤のずれの規模をもとにして計算したマグニチュード（地震のエネルギー）をモーメントマグニチュードといいます。

いわゆるマグニチュードは、日本では気象庁マグニチュードを指し、地震計で観測される波の振幅から計算した地震のエネルギーであり、規模の大きな地震になると、

岩盤のずれの地震の規模を正確に表せません。これに対して、モーメントマグニチュードは、巨大地震の規模を物理的に評価するのに適しており、国際的に使われています。

※4 液状化危険度区分

危険度 A：液状化危険度はかなり高い      危険度 B：液状化危険度は高い  
危険度 C：液状化危険度は低い              危険度 D：液状化危険度はかなり低い

※5 被害の算定にあたっての条件

本被害想定の結果は、最大の被害となる時間帯の合計を表します。

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する目標の設定

### 1 特に耐震化を図るべき建築物

#### (1) 住宅

住宅は、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、住民の生命、身体及び財産を守ることはもとより、地域全体が被災することを防ぐという観点や、災害発生後において、様々なリスクやストレスの発生が懸念される避難所生活ではなく、住み慣れた自宅ですごす(=在宅避難)という選択肢を可能とするため積極的に耐震化を推進する。

#### (2) 特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第14条各号に定められている特定既存耐震不適格建築物のうち、多数の者が利用する建築物については、地震時の被害の軽減と、災害対策初動期の機能確保のため、重点的に耐震化を促進する。

#### (3) 緊急輸送道路沿道建築物

D I D地区(人口5,000人以上を数える地域で約4,000人/k㎡以上の国勢調査区が集合している地域)内で、香川県地域防災計画で位置付けられた緊急輸送路のうち市内の道路(以下「緊急輸送道路」という。)沿いにある民間建築物等の耐震化を積極的に促進する。

※ 緊急輸送道路とは、地震発生時の人命救助及び災害応急対策を実施するための要員及び生活物資、復旧資機材等の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路である。

##### ・緊急輸送道路

##### ① 第1次輸送確保路線

広域的な輸送に必要な主要幹線道路

##### ② 第2次輸送確保路線

市町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路

##### ③ 第3次輸送確保路線

第1次及び第2次輸送確保路線を補完する道路

## 2 耐震化の現状

### (1) 住宅における耐震化の現状

平成 30 年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると、本市調査対象区域の住宅は 40,460 戸である。そのうち、昭和 55 年以前に建てられた住宅は 10,750 戸で、その中の耐震化を図った住宅と昭和 56 年以降に建てられた耐震性のある住宅の合計は 31,640 戸で、全戸数の 78.2%となる。

住宅の耐震化の現状（戸数）

| 区分 | 昭和 56 年<br>以降① | 昭和 55 年<br>以前② | ②の内<br>耐震性有<br>③ | 総数<br>①+②=<br>④ | 耐震性有<br>①+③=<br>⑤ | 現状の<br>耐震化率<br>(%)<br>⑤/④ |
|----|----------------|----------------|------------------|-----------------|-------------------|---------------------------|
| 住宅 | 29,710         | 10,750         | 1,930            | 40,460          | 31,640            | 78.2                      |

(出典：平成 30 年住宅・土地統計調査)

### (2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物は、下表のとおり、244 棟あり、そのうち耐震性があるものは 224 棟で、耐震化率は 91.8%となっている。

特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(棟数)

| 区分  | 総数<br>① | 耐震性が<br>あるもの<br>② | 現状の<br>耐震化率(%)<br>②/① |
|---|---------|-------------------|-----------------------|
| 災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設等（国、県、市町の防災拠点となる庁舎、警察署、消防本部等） | 14      | 10                | 71.4                  |
| 学校（小学校・中学校）   | 42      | 42                | 100                   |
| 学校（高等学校、大学等）  | 27      | 27                | 100                   |
| 体育館（一般公共の用に供されるもの）                                      | 4       | 4                 | 100                   |
| 老人ホーム、老人福祉センターその他これらに類するもの                              | 37      | 36                | 97.2                  |
| 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園                                     | 27      | 27                | 100                   |
| 病院・診療所  | 28      | 19                | 67.8                  |
| 公営住宅、改良住宅等  | 31      | 29                | 93.5                  |
| ホテル・旅館  | 9       | 7                 | 77.7                  |
| 百貨店、マーケットその他の物販販売業を営む店舗                                 | 9       | 7                 | 77.7                  |



|                      |     |     |      |
|----------------------|-----|-----|------|
| 等                    |     |     |      |
| 劇場、集会場、博物館、図書館等      | 11  | 11  | 100  |
| 飲食店等                 | 4   | 4   | 100  |
| ボーリング場その他これらに類する運動施設 | 1   | 1   | 100  |
| 合計                   | 244 | 224 | 91.8 |

(令和2年11月30日時点)

### (3) 市有建築物における耐震化の現状

市が所有している建築物については、耐震改修促進法第14条に定められている特定既存耐震不適格建築物以外の建築物でも、防災上重要な施設や市民の集まる施設が多くあり、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物も耐震化状況を把握し、耐震化を図る必要がある。

市有建築物の耐震状況は下表のとおりである。市有建築物366棟のうち、耐震性があるものは254棟で耐震化率は69.3%となっている。

市有建築物の耐震化の現状 (棟数)

| 区分                     | 昭和56年以降① | 昭和55年以前② | ②の内耐震性有③ | 総数①+②=④ | 耐震性有①+③=⑤ | 現状の耐震化率(%)<br>⑤/④ |
|------------------------|----------|----------|----------|---------|-----------|-------------------|
| 福祉施設<br>(保育所・こども園等)    | 18       | 18       | 16       | 36      | 34        | 94.4              |
| 学校・幼稚園校舎               | 40       | 70       | 68       | 110     | 108       | 98.1              |
| 学校屋内体育館                | 15       | 13       | 13       | 28      | 28        | 100               |
| 庁舎<br>消防本部等            | 6        | 6        | 1        | 12      | 7         | 58.3              |
| 市民が集まる施設<br>(公民館・体育館等) | 24       | 10       | 4        | 34      | 28        | 82.3              |
| 診療施設                   | 0        | 2        | 2        | 2       | 2         | 100               |
| 市営住宅等                  | 32       | 105      | 10       | 137     | 42        | 30.6              |
| その他                    | 5        | 2        | 0        | 7       | 5         | 71.4              |
| 合計                     | 140      | 226      | 114      | 366     | 254       | 69.3              |

(出典：公共施設等の耐震化推進状況調査(令和2年度末時点)丸亀市)

### 3 耐震化の基本方針と目標

#### (1) 基本方針

住宅及び建築物等の耐震化を促進するためには、まず建築物の所有者又は管理者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題と意識して取り組むことが不可欠である。

市は、こうした所有者等の取り組みを支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や施策を行い、市民の自主的、主体的な取り組みを促進する。

#### (2) 耐震化率の目標

住宅の耐震化率の現状は、78.2%程度と推測され、特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物の耐震化率は、91.8%となっていることから、国の基本方針並びに県計画による目標耐震化率に準じ、令和7年度末までの耐震化率は、住宅については91%、特定既存耐震不適格建築物については97%を目標とする。

一方、市有建築物については、現状の耐震化率は69.3%程度であり、令和2年度末までの耐震化率の目標である90%以上を達成できていないため、引き続き各施設のあり方も検討しつつ、令和7年度末までに耐震化率90%以上を達成することを目指す。

耐震化率の現状と目標

| 区分                         | 耐震化率              |                |
|----------------------------|-------------------|----------------|
|                            | 現状                | 目標<br>(令和7年度末) |
| 住宅                         | 78.2%<br>(平成30年度) | 91%            |
| 特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用するもの | 91.8%<br>(令和2年度)  | 97%            |
| 市有建築物                      | 69.3%<br>(令和2年度)  | 90%            |

### 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

#### 1 役割分担

香川県、丸亀市、建築関係団体及び建築物の所有者は、以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、住宅及び建築物の耐震化を推進する。

##### (1) 県の役割

###### ア 県耐震改修促進計画の策定

- ① 実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するための県計画の策定
- ② 施策等の進捗状況の検証及び分析結果等の公表並びに必要なに応じた見直しや更新
- ③ 市町の耐震化促進計画の策定及び適切な更新等の促進
- ④ 特定既存耐震不適格建築物の所有者等を行う指導・助言・公表等の実施
- ⑤ 「香川県市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」※<sup>1</sup>のPDCA管理・とりまとめ調整

※1：補助事業を実施する市町が住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画

###### イ 耐震診断、耐震改修の促進

- ① 県有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ② 県有施設以外の公共施設の耐震診断、耐震改修の促進
- ③ 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ④ 民間住宅の耐震診断・改修等への間接補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する間接補助も含む。）
- ⑤ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断、改修等への間接補助
- ⑥ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への間接補助
- ⑦ 要安全確認計画記載建築物の耐震診断への間接補助
- ⑧ 要安全確認計画記載建築物に対する耐震診断及びその結果の所管行政庁への報告の義務付け、結果の公表
- ⑨ コンクリートブロック塀などの転倒防止対策の指導
- ⑩ 窓ガラス、外装材、内装材、広告塔等（以下「窓ガラス等」という。）落下のおそれのあるものの落下防止対策の指導
- ⑪ 大規模空間に架かる天井（人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、高さが6 mを超える天井の部分で、水平投影面積が200 m<sup>2</sup>を超えるもの、かつ、構成部材等の単位面積質量が2 kg/m<sup>2</sup>を超えるもの。以下「特定天井」という。）の脱落防止対策
- ⑫ 建築設備の耐震対策の指導
- ⑬ 家具の転倒防止対策の啓発
- ⑭ 耐震改修促進法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定
- ⑮ 耐震改修促進法に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ⑯ 耐震改修促進法に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

⑰ 耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等

⑱ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条に基づく勧告等

ウ 普及、啓発等

① 相談窓口の設置及び運営

② 市町に対する相談窓口の設置、運営に関する指導

③ 耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布

④ 耐震化に関する情報の提供

⑤ 住宅の耐震化や家具の転倒防止、備蓄、非常用持出品の準備など防災意識の向上を図る県民向けの講習会の開催

エ 市町及び建築関係団体との連携による普及啓発

① 耐震診断・耐震改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・耐震改修の講習会の開催や耐震改修の工法の普及

② 「低コスト工法」<sup>※2</sup>の普及啓発

③ 市町との連携体制の構築による耐震診断・耐震改修の情報提供及び知識の普及・啓発

④ 市町への技術的支援のための、県に耐震化相談窓口を設置

⑤ 市町が行う施策への協力や市町間での情報共有

⑥ 建築関係団体が行う施策への協力

⑦ 耐震診断・耐震改修を実施可能な事業者の名簿の作成及び縦覧

※2 低コスト工法とは、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が巨大地震時の災害軽減に向けた主要な取組みとして評価を行う木造住宅に対する安価な耐震改修工法や低コスト耐震補強推奨ルート<sup>※2</sup>の採用による設計を指す。また、「低コスト工法」の実績を客観化する際には、耐震改修工法は、「木造住宅低コスト 耐震補強の手引き」において、評価番号がA-\*\*\*であり、かつ実験実施機関が名古屋工業大学である工法を示すこととし、補強設計は、同手引きで示される「詳細法」あるいは精密診断法を用いた方法とする。

香川県では平成 30 年度より、安価で短期間に耐震化できる「低コスト工法」の普及啓発に取り組んでおり、補助制度を活用して耐震改修工事を実施した住宅のうち、同工法を採用したものは直近で6割を超え、「低コスト工法」は浸透しつつある。

(2) 市の役割

ア 市耐震改修促進計画の策定

① 住民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化の促進をするための計画の策定

② 施策等の進捗状況の検証や必要に応じた見直し、更新

③ 市の防災計画で定める避難路の指定と状況の把握

④ 支援制度の創設の検討

⑤ 「アクションプログラム」の策定と PDCA の実行(取組み、進捗状況の把握や検証)

イ 耐震診断、耐震改修の促進

- ① 市有建築物の耐震診断、耐震改修の実施
- ② 民間住宅の耐震診断、改修等への補助
- ③ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断、改修等への補助
- ④ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への補助
- ⑤ 要安全確認計画記載建築物の耐震診断・改修等への補助
- ⑥ 民間施設の危険なブロック塀等の撤去への補助
- ⑦ 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ⑧ 県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- ⑨ 家具の転倒防止対策の促進

ウ 普及、啓発等

- ① 耐震化に関する相談窓口の設置及び運営
- ② 耐震化に関する情報の提供
- ③ 自治会組織を活用しての耐震化の啓発
- ④ 香川県・県内市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく啓発

エ 県及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ① 県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会への協力
- ② 大規模地震に備えるべきことに関する県、消防部局等の連携による幅広い媒体を活用した積極的な広報活動の実施
- ③ 火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発
- ④ 地震防災マップの作成や地域防災の情報提供の充実
- ⑤ 自治会との連携及び相互協力
- ⑥ 各地域の実情に応じた耐震診断・耐震改修を担う人材育成
- ⑦ 自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、学校等地域に根ざした共同体との連携構築

(3) 建築関係団体の役割

ア 耐震診断、耐震改修の促進

- ① 民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ② 県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- ③ 家具の転倒防止対策の指導への協力

イ 普及、啓発等

- ① 相談窓口の設置及び運営
- ② 耐震化に関するパンフレット等の配布

③ 耐震化に関する情報の提供

ウ 技術者の養成

① 耐震診断、耐震改修に関する講習会の開催など会員の技術力向上

② 住宅改修の工法開発

(4) 建築物の所有者等の役割

ア 耐震診断、耐震改修等の実施

一人ひとりが地震発生の危険性やその予測される程度などを、正しく知り、普段からどのように備えておけばよいのか、知っておくように努める。

① 住宅、建築物の耐震診断

② 耐震診断の結果に応じた耐震改修

③ 総合的な対策として、コンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策

④ ブロック塀などの安全点検

⑤ 建築設備の耐震対策

⑥ 地震に備え、地震保険の加入や家具の転倒防止対策の実施

## 2 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

丸亀市は、住宅・建築物の所有者等の地域防災対策に対する取組を出来る限り支援するため、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための施策を講じる。

(1) 住宅・建築物の所有者等が実施する事業に対する支援

① 民間住宅の耐震診断・改修等への補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する補助も含む。）

② 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への補助

③ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への補助

④ 要安全確認計画記載建築物の耐震診断・改修等への補助

⑤ 民間施設の危険なブロック塀等の撤去への補助<sup>※3</sup>

⑥ 耐震化事業に対する補助制度や融資制度の紹介及び活用への誘導

⑦ 耐震化に関する情報の提供

※3 当該事業の対象となる道路等は、丸亀市教育委員会等が認める通学路又はこれと同等と市長が認めるものとする。

(2) 重点的に耐震化すべき地域、地区

重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとする。

① 人口集中地区（D I D地区：人口 5,000 人以上を数える地域で約 4,000 人/k

- ㎡以上の国勢調査区が集合している地域)
- ② 法に基づき指定する避難路沿道地域
  - ③ 地域防災計画に定める緊急輸送路及び避難路の沿道地域
  - ④ 地震時等に著しく危険な密集市街地（御供所町二丁目の一部）

(3) 重点的に耐震化すべき建築物

重点的に耐震化すべき建築物は、次のとおりとする。

- ① 住宅
- ② 緊急輸送道路沿道建築物
- ③ 要緊急安全確認大規模建築物
- ④ 要安全確認計画記載建築物
- ⑤ 災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達施設となる庁舎等
- ⑥ 災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等
- ⑦ 災害時に救護施設となる病院
- ⑧ 災害時に要援護者施設となる社会福祉施設等
- ⑨ 災害時に一時居住施設となる公営住宅等
- ⑩ その他、特定既存耐震不適格建築物

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路の選定

地震発生時に通行を確保すべき道路は、次のとおりとする。

- ① 香川県地域防災計画に定める緊急輸送路のうち市内の道路（緊急輸送道路）
- ② 避難路（丸亀市地域防災計画に定める避難路）
- ③ 通学路等（丸亀市教育委員会等が認める通学路又はこれと同等と市長が認めるもの）

### 3 耐震診断及び耐震改修の啓発ならびに知識の普及

(1) 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震診断及び耐震改修の啓発ならびに知識の普及を図るため、耐震診断等相談窓口を設置し、耐震診断等の具体的な方法を紹介する。

(2) 耐震化に関するパンフレット等の配布

各種のチラシ、パンフレット等を窓口に着用し、配布する。それらを活用し、市民に説明を行うとともに、コミュニティセンター等に配布し、啓発を実施する。また、耐震に関する重要な内容や最新の情報については、ホームページ、広報を通じて、市民に広く普及していくよう努める。

(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅リフォームと耐震改修工事を併せて実施することが費用負担の軽減等、有効な手

段となる。このため耐震改修と併せたリフォームについての知識の普及や啓発に努める。

#### (4) 自治会等との連携

地震対策の基本は「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携をして地震対策を講じることが重要である。市は、自治会や自主防災組織等に対し耐震化の啓発のため出前講座の開催など要望に応じた必要な支援を行い啓発等に努める。

### 4 地震時の建築物の安全対策に関する概要

昭和 56 年 6 月に発生した宮城県沖地震では、コンクリートブロック塀の転倒や窓ガラスの破損により、多くの死傷者がでた。また、平成 13 年 3 月に発生した芸予地震及び平成 15 年 9 月に発生した十勝沖地震では体育館の天井が落下し負傷者がでた。最近では、福岡県西方沖地震（平成 17 年 3 月）、宮城県沖地震（同年 8 月）、熊本地震（平成 28 年 4 月）や大阪府北部地震（平成 30 年 6 月）の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、ガラスの破損や屋根ふき材、天井の落下防止対策等の必要性が、改めて指摘されている状況である。このため、市においては、その重要性の周知、啓発等を行う。また、県が実施する指導について協力を行う。

#### (1) コンクリートブロック塀の転倒防止対策

ブロック塀等が倒壊した場合、避難路を塞ぎ、避難や救援活動の妨げになるとともに、下敷き等になり死傷する可能性がある。このため、特に緊急輸送道路、避難路及び通学路等に沿って存在しているブロック塀等の転倒防止対策の実施が重要であり、市としては、民間施設の危険なブロック塀等の撤去への補助事業を実施する。

なお、補助事業の対象となる道路等は、丸亀市教育委員会等が認める通学路又はこれと同等と市長が認めるものとする。

#### (2) 窓ガラス等の落下防止対策

窓ガラス等が落下した場合、避難や救援活動の妨げになるとともに、下敷き等になり死傷する可能性がある。このため窓ガラス等の落下防止対策が重要である。

#### (3) 天井の落下防止対策

体育館等の大規模空間を持つ建築物の天井が落下した場合、死傷する可能性があるとともに、その施設として機能できなくなる可能性がある。また天井の脱落防止措置による建築物等の安全性の確保を目的として、平成 26 年 4 月施工の建築基準法施行令等の改正により、特定天井は技術基準に従って脱落防止対策を講ずる必要がある。このため、天井の施工状況等の点検及び必要に応じた改善が重要である。

#### (4) 建築設備の耐震対策



大地震により、その建築物が崩壊や倒壊を免れたとしても、電気設備、給排水設備、空気調和設備等の建築設備が被害を受ければ、その建築物は機能しなくなる。特に、防災上重要な施設については建築設備の耐震対策も重要である。

#### (5) 家具の転倒防止対策

高さが高い家具については地震時に転倒するおそれがあり、避難時や救助活動の妨げにもなる。また、場合によっては、死傷する可能性がある。このため、身近な住宅内部での地震対策として、家具の固定等の転倒防止及びその普及、啓発が重要である。

## 第4章 耐震診断及び耐震改修、危険ブロック塀撤去の促進を図るための支援策

### 1 助成制度

#### (1) 助成制度の概要

##### ア 住宅

一定の条件を満たす住宅に対して、国の補助制度を活用し、県とともに、市の予算の範囲内で、耐震診断及び耐震改修の助成を行う。

##### イ 緊急輸送道路沿道建築物

緊急輸送道路のうち、特に市が指定した路線の沿道の一定の条件を満たす住宅及び建築物に対して、国の補助制度を活用し、県とともに、市の予算の範囲内で、耐震診断又は耐震改修の助成を行う。

##### ウ 要緊急安全確認大規模建築物

一定の条件を満たす耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に対して、国の補助制度を活用し、県とともに、市の予算の範囲内で、耐震診断の助成を行う。

##### エ 危険ブロック塀

一定の条件を満たす危険ブロック塀に対して、国の補助制度を活用し、市の予算の範囲内で危険ブロック塀撤去の助成を行う。

#### (2) 内容等

助成制度の内容については、別途要綱等において定める。

### 2 融資制度及び税制度

#### (1) 融資制度

耐震改修に要する経費について、住宅の場合は独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）において、また建築物の場合は日本政策投資銀行において融資制度があるため、その活用が図られるよう周知に努める。

#### (2) 税制度

耐震改修に係る利用可能な主な税制度として、現在下記のものがあり、その活用が図られるよう制度の周知に努める。

##### ア 住宅に係る税制度

- ① 所得税：令和3年12月31日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）をその年分の所得税から控除
- ② 固定資産税：令和4年3月31日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1年間1/2に減額（特に通行障害既存不適格建築物である住宅の耐震改修は2年間1/2に減額）

※耐震診断及び耐震改修、危険ブロック塀撤去の促進を図るための支援策は、丸亀市耐震改修促進計画改定時のものであり、制度が変更になる場合がある。

## 第5章 市有施設の耐震化に関する事項

### 1 耐震化を図る建築物

市有施設について、地震などの大規模な災害が発生した場合に、救援、救護等の災害応急活動の拠点となる防災対策上重要な次の施設（防災拠点施設）を優先的に、耐震化を推進する。

- ① 災害応急対策指揮・実行・情報伝達施設
  - ・災害本部設置庁舎
  - ・支所等
- ② 避難場所に指定されている施設
  - ・体育館、コミュニティセンター等
- ③ 救護施設
  - ・病院、診療所、保健センター等
- ④ 要援護者施設
  - ・社会福祉施設等
- ⑤ その他
  - ・消防署等

防災拠点施設の耐震化の目標は次のとおりです。

|        | 現在の耐震化率（％）<br>（令和2年度） | 目標の耐震化率（％）<br>（令和7年度） |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 防災拠点施設 | 92                    | 98                    |

（出典：公共施設等の耐震化推進状況調査(令和2年度末時点)丸亀市）

### 2 耐震化に努める建築物

#### （1）その他の市有施設

その他の市有建築物についても、その施設の使用状況等を勘案の上、必要に応じて耐震性の確保を図るものとする。